

報 告 第 1 2 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立東中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）変更請負契約の締結について

令和7年11月25日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 工 事 名 市立東中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）
- 2 施 工 場 所 富士見市大字上南畑地内
- 3 履 行 期 限 令和8年1月30日
- 4 請 負 金 額 161,818,800円
- 5 変更請負金額 168,844,500円
- 6 請 負 業 者 富士見市ふじみ野西四丁目10番地1
株式会社富士見工務店
代表取締役 芳 賀 真 人

令和7年10月27日

富士見市長 星 野 光 弘 印